

令和3年度 第1回 寝屋川市都市計画公聴会 速記録

1 案件

「東部大阪都市計画公園の変更案」(市決定)

2 とき

令和3年12月15日(水)

開会：午後1時55分 閉会：午後2時8分

3 ところ

寝屋川市立東コミュニティセンター2階多目的室
大阪府寝屋川市高宮新町32番2号

4 出席者

(1) 議長

寝屋川市2軸化事業本部 近成課長

(2) 公述聴取者

関係住民

寝屋川市職員(寝屋川市2軸化事業本部 梶係長、藤本)

(3) 公述人

1人

【司会（梶係長）】

ただいまから、寝屋川市都市計画公聴会を開催いたします。

私は、本日の司会を務めます、寝屋川市2軸化事業本部の梶と申します。よろしく願いいたします。

公聴会の開催に当たりまして、皆様にくつかり御協力をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切っていただくか、マナーモードに設定をお願いいたします。

公述と傍聴の皆様は、開催中の撮影や録音は御遠慮願います。

開催中の飲食は禁止とさせていただきますけれども、水分補給をしていただくことはけっこうでございますので、適宜御

対応をお願いします。

やむを得ず途中退出される場合は、お近くの係の者にお申し付けの上、公述に影響のない範囲で、御退出願います。

公聴会がスムーズに進行できますよう、御協力をお願いいたします。

それでは、公聴会を始めさせていただきます。

本日の進行につきましては、寝屋川市2軸化事業本部課長の近成が議長として担当させていただきますので、よろしく願いいたします。

【議長（近成課長）】

本日はお忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

議長を務めさせていただきます、寝屋川市2軸化事業本部の近成でございます。よろしく願いいたします。それでは座って説明させていただきます。

公述の対象となる都市計画の原案につきましては、寝屋川

市が大阪府と協議を行い、作成してまいりました。

公聴会は、これら原案について、公述人の方から御意見をお伺いし、これを踏まえて都市計画の案を作成するために、都市計画法第 16 条の規定に基づいて開催するものでございます。

本日は、公述申出期間内にお申し出いただきました 1 名の方に、御意見を述べていただきます。

次に、今後の手続について御説明いたします。

本日の公聴会の内容は、録音により速記録として取りまとめます。

公述いただいた御意見を踏まえまして、都市計画法第 17 条に基づく縦覧を行うための、都市計画の案を作成します。

この案の縦覧は、同法により 2 週間行うということが定められており、縦覧期間中に、住民及び利害関係人の方々は、寝屋川市に対し、案についての意見書を提出することができます。また、寝屋川市のホームページにおいては、案の縦覧とともに、本日の速記録と公述意見に対する寝屋川市の考え方も、あわせて掲載いたします。

縦覧期間につきましては、令和 4 年 1 月中を予定しており、具体的な期間については、市の広報、ホームページにてお知らせしてまいります。

この縦覧の手続を経たのち、都市計画の案を寝屋川市都市計画審議会に付議することになります。審議会におきましては、本日の公聴会の記録と、公述意見に対する寝屋川市の考え方を資料として配布いたします。また、案に対する意見書が提出された場合は、その要旨につきましても、あわせて配布いたします。

都市計画審議会につきましては、2 月中旬を予定しており、開催時期については、市広報、ホームページにてお知らせしてまいります。

続きまして、本日の公聴会の進行について御説明いたしま

す。

この後、今回公述の申し出をいただきました都市計画の原案の概要について御説明いたします。この説明が終わりましたら、これら原案についての公述をお願いいたします。

公述いただく内容につきましては、申出のときに御提出いただきました要旨に沿って公述いただきますようお願いいたします。申し出をいただいた都市計画の案に関係のない内容については公述することができないことを、念のため申し添えます。

公述いただく時間につきましては、30分以内とさせていただきます。必ずしも30分間公述していただく必要はございません。終了時間前に公述を終えていただいても結構です。

開始から30分間経過しましたら、お知らせしますので、公述を終了してください。

公述終了後は、もとのお席にお戻りください。

最後に、公述人の皆様、そのほかの御来場の皆様にお願いします。

本日の公聴会は、法令の規定によりまして、都市計画の原案に対する意見を述べていただくものであり、質疑応答を行う場ではございません。

また、公述できる方は、あらかじめ申し出をいただいた方のみとなっております。

もし、公聴会の秩序や進行を乱すような発言や発声、あるいは拍手をするなどの行為があった場合は、この会場から退場していただく場合もございますので、御注意ください。

それでは、公述に先立ちまして、その対象となります都市計画の原案の概要について、寝屋川市の担当者から御説明いたします。

【説明者（藤本）】

寝屋川市2軸化事業本部の藤本でございます。どうぞよろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

それでは、東部大阪都市計画公園の変更の案の概要について、御説明させていただきます。

本案については、本市が都市計画決定権限を有する未着手又は未完成の都市計画公園について、都市計画決定当時の社会経済情勢の変化を踏まえた見直しを行うものでございます。

見直しにつきましては、平成25年6月に大阪府都市計画協会により策定された「都市計画公園・緑地（市町村公園）見直しの基本的な考え方」に基づき、行うものでございまして、この考え方により、必要性や代替機能の評価を行った結果、対象となる都市計画公園22箇所のうち、20箇所を「廃止候補」としたものでございます。

以上が、今回の都市計画変更案の概要でございます。

【議長（近成課長）】

それでは、ただいまから、公述をお願いいたします。
公述をお申し出いただいた方は、前の方へお越しく下さい。
それでは申し上げます。

【公述人】

都市計画公園仁和寺公園の区域内に土地を所有している者です。よろしく申し上げます。

東部大阪都市計画公園の変更案について、仁和寺公園が存続とされていることについて意見を述べさせていただきます。

今回の変更は、都市計画公園が計画決定されてから、寝屋川市では、おそらく初めての見直しになるものと認識しておりますが、対象が22の都市計画公園のうち、20公園が廃止候補と示される中、存続候補となったのは2公園のみで、そのうち

の1つが、この仁和寺公園となっております。

仁和寺公園については、昭和44年に都市計画決定され、都市計画決定がされてから半世紀以上が経過しており、その間、公園としての整備が全く行われず、未着手の状況で、現在も建築制限が課されたままの状況であります。

計画決定から今日まで、我々、地権者に対して、公園整備等についての概要、具体的な説明も全く一切なく、現在に至っていると認識しております。

今回の変更案では、仁和寺公園は存続候補となっております、今後の整備時期等具体的な内容も示されず、今後、さらに長期間、今までのように建築制限が課せられたままになる可能性があります。

私の親が亡くなって半世紀、ちょうどこの都市計画公園の決定と同じです。このまま、子や孫の代まで、同様のことが続くのかと非常に危惧しております。

寝屋川市では、水害等の災害については、特に淀川沿いの地域については一時避難施設として3階以上の建物への垂直避難を検討されており、先般11月に、寝屋川市と当仁和寺地区のトヨタモビリティパーツ株式会社大阪支社と「水害等災害時における一時避難施設としての使用に関する協定」の締結を公表されました。

この計画実施については、寝屋川市、当該事業所、われわれ地元自治会と、この9月14日に初会合を行い、なんと11月25日に寝屋川市と協定締結を行うことができました。

民間企業が参画した中で、わずか3か月かからずしての締結でございます。

災害避難場所の収容人数も約800名程度の大きな規模であります。

このように、われわれ、地元、足下に災害避難場所の確保を迅速に進めることができました。

また、公園整備については、この計画の仁和寺公園の近傍には、広大な1級河川、淀川河川公園があり、テニスコート、野球場、パターコース、マラソンコース、散歩コース等のいろいろな施設も十二分にそろっております。

自然にあふれた、みどり豊かな広大な河川公園が目の先、鼻の先にあるにもかかわらず、今まで半世紀も未着手の公園が本当にさらに必要なのでしょうか。

以上のことから、私としては、この仁和寺公園が存続になるのが、納得しがたいものであり、廃止を要望します。

また、素案通り、存続とされるなら、災害は近々にも発生するかもしれません。ただちに公園整備並びに災害避難対応に取り組まれることを求めるものであります。

以上、公述させていただきます。

【議長（近成課長）】

ありがとうございました。それではお席にお戻りください。

以上で、申し出をいただきました方の公述は終了いたしました。

本日はお忙しいところ、貴重な御意見をいただき、誠にありがとうございました。

【司会（梶係長）】

会場の皆様には都市計画公聴会へお越しいただき、ありがとうございました。

これをもちまして、寝屋川市都市計画公聴会を終了させていただきます。

ありがとうございました。